

日本語版
English Version
中文版



Epson Group

調達ガイドライン
Procurement Guidelines

采 购 指 南

Ver.2.1

Established : April 2005

Revised : March 2009

SEIKO EPSON CORPORATION

日本語版

目次

1. サプライヤーの皆様へ
2. 調達取引の基本方針
3. パートナーシップ
4. Q(品質)、C(価格)、D(納期)について
5. 「エプソン サプライヤー行動規範」の遵守について

- 「エプソン サプライヤー行動規範」制定にあたっての基本的な考え方
- i. 法令、社会規範の遵守に関して
 - ii. 人権の尊重に関して
 - iii. 倫理的行動に関して
 - iv. 安全衛生に関して
 - v. 環境保全に関して

6. 定期評価と詳細評価

付属書「エプソン サプライヤー行動規範」

1. サプライヤーの皆様へ

セイコーエプソングループは、「世界の人々に信頼され、社会とともに発展する、開かれた会社でありたい」と経営理念に掲げ、企業としての社会的責任(CSR:Corporate Social Responsibility)を果たすことを事業活動の基本としております。

セイコーエプソングループはお客様に商品／サービスを提供するにあたって、多種多様な物品・サービスを社外から調達しております。従いましてサプライヤーの皆様にも当社の経営理念をご理解いただき、当社の調達活動にご支援をいただくことが経営理念の実現には不可欠と考えております。

セイコーエプソングループの調達活動をより良くご理解いただくとともに、CSR推進にご協力いただくことを目的に、この小冊子を作成いたしました。

サプライヤーの皆様におかれましては、当目的達成に向けてご協力いただきますようお願いいたします。

2. 調達取引の基本方針

セイコーエプソングループは、下記「経営理念」および「調達基本方針」に基づいた調達活動を行うことにより、国際社会・地域社会の中で、共感に裏付けられた「調和ある発展」を目指しております。

経営理念

お客様を大切に、地球を友に、
個性を尊重し、総合力を発揮して
世界の人々に信頼され、社会とともに発展する
開かれた会社でありたい。
そして社員が自信を持ち、
常に創造し挑戦していることを誇りとしたい。

調達基本方針

1. 調達先とは「公平公正・共存共栄」を基本にし、相互信頼にもとづく「良きパートナー」の関係をつくる。
2. 事業を展開する全ての地域において高い倫理観と社会的良識をもって各国の法令や国際ルールおよびその精神を遵守した調達活動を推進する。
3. グリーン調達の推進に注力するとともに、品質、価格、納期の安定と適正化をはかるよう常に努める。

3. パートナーシップ

セイコーエプソングループは、「公平公正・共存共栄」を基本にし、相互信頼に基づく「良きパートナー」の関係を作っていくことを、調達基本方針に掲げております。「良きパートナー」の関係を結んでいただくためには、次の条件を満たしていただくことが必要と考えております。

条件

1. 安定した経営基盤を有すること
2. 法令や社会規範を遵守し、さらにはCSRを重視した経営を実践していること
3. エプソン製品に貢献できる高い技術力を有すること
4. 適正な品質の調達品の継続供給が可能なこと
5. 価格競争力ある調達品の供給が可能なこと
6. 適時・適量の供給対応力を持っていること

お取引における相手への過度の依存は双方にとって様々な問題を引き起こすリスクがあります。このようリスクを少なくし、互いに「良きパートナー」の関係を維持・継続していくために、サプライヤー様のセイコーエプソングループに対する売上げ比率(依存度)が過大とならないよう配慮し、また発注先の一社集中は避けたいと考えております。

また、セイコーエプソングループでは調達の倫理として、下記内容を定めております。ご理解とご協力をお願いいたします。

1. セイコーエプソングループの社員は、サプライヤーの皆様あるいは今後取引の可能性がある企業様からの贈り物・飲食など接待は、すべて辞退させていただきます。
2. すべてのサプライヤーの皆様と公平におつき合いすることを基本としていますので、互恵取引はいたしません。

4. Q(品質)、C(価格)、D(納期)について

Q(品質)について

セイコーエプソングループの品質保証の考え方は、『顧客優先』の考え方に立った品質保証体制を確立し、お客様の信頼と満足を得る商品とサービスを提供し続けることを基本としております。

サプライヤー様から供給していただく原材料・部品などの品質は、エプソン製品の性能を左右し、場合によっては、製品に重大な欠陥を生じさせる場合がございます。原材料・部品の適正な品質は、サプライヤー様の適正な品質保証体制の下に生みだされます。エプソン製品の品質保証体制は、セイコーエプソングループだけで成り立つものではなく、サプライヤー様を含めた総合的な体制で成り立つものであると言えますので、サプライヤーの皆様におかれましては、確固たる品質保証体制の確立をお願いいたします。

サプライヤー様からの納入品(または役務)については、要求仕様を満足していることが基本となりますが、要求仕様に記載されていない内容については、関係するEQS(EPSON QUALITY STANDARD)を提示いたしますので、それに従ってくださいますようお願いいたします。

C(価格)について

サプライヤー様から供給していただく原材料・部品の価格は、エプソン製品の価格競争力に大きな影響を与えます。市場競争力の高い原材料・部品価格と、積極的に継続的なコストダウン・合理化活動を期待しております。特に協同VE提案にもとづくコストリダクションにつながる改善提案をお願いいたします。

D(納期)について

セイコーエプソングループのお客様からの数量・納期の要求は変動いたしますが、それに即応できるように、タイムリーで無駄の少ない生産をする必要がございます。お客様の要求に合わせて、生産活動を変動させなければなりません。サプライヤー様が、セイコーエプソングループとの緊密な情報交換を通じて、納入日程の厳密な管理と、高い変動対応力を備えた原材料・部品供給を果たせることを期待しております。

高い変動対応力を備えるには、リードタイムが短いことが必要となります。約束した納期を確保していただくとともに、常にリードタイムの短縮に取り組むことをお願いいたします。

5. 「エプソン サプライヤー行動規範」の遵守について

お客様をはじめとする様々なステークホルダーの皆様から見た「エプソン」とは、単にセイコーエプソン(株)およびその子会社に留まらず、エプソン製品に係わるサプライチェーン全体を指します。従いまして、サプライヤーの皆様のご理解とご協力なくしては、セイコーエプソングループとして社会的責任を果たし、社会からの信頼を得ることはできません。サプライヤーの皆様におかれましては、「エプソン サプライヤー行動規範」の内容を十分ご理解いただき、本規範に則った事業活動を推進していただきますようお願いいたします。

またサプライヤーの皆様とのビジネスパートナー(セイコーエプソングループから見て二次サプライヤー)に対して同様な「サプライヤー行動規範」遵守を要請し、徹底いただくようお願いいたします。

本行動規範は国際社会からの要請を反映した内容となっており、サプライヤーの皆様にも同意・納得いただける内容と考えております。しかし社会からの要請は、時代により変化していくことが予想されます。社会の要請を常に把握し、適宜見直し、改訂していくものであることをご理解ください。

「エプソン サプライヤー行動規範」制定にあたっての基本的な考え方

i. 法令、社会規範の遵守に関して

セイコーエプソングループは、世界の国々や地域の法令や社会規範などを遵守する良き企業市民として活動し、お客様のご期待に応えます。

サプライヤーの皆様におかれましては、事業活動のあらゆる面で、事業活動を行う国の法令や社会規範を遵守しなければならないことを理解していることが重要です。どのような関係法令、規範があるか把握・遵守する仕組みが必要であり、また法令などが改訂された場合、改訂されたことを知らずにいることの無いようにしなければなりません。法令・社会規範を遵守する仕組みを構築していただきますようお願いいたします。

ii. 人権の尊重に関して

セイコーエプソングループは、人権の尊重に関して下記の考え方で、企業活動を推進しております。

1. セイコーエプソングループは、あらゆる企業活動において、人権侵害には加担せず、人権尊重を徹底する。
2. セイコーエプソングループは、性別、国籍、宗教、人種、障がいなどによる差別を徹底的に排除する。
3. セイコーエプソングループは、児童労働や強制労働は絶対に行わない。

サプライヤーの皆様におかれましても、社員の人権を尊重し、国際社会の理解に見合うように、尊厳をもって扱うようお願いいたします。

iii. 倫理的行動に関して

セイコーエプソングループは、高い倫理観をもって、すべての活動にあたることを基本としております。

サプライヤーの皆様におかれましても、最高水準の倫理規範を保っていただきますようお願いいたします。

iv. 安全衛生に関して

会社における潜在危険有害要因を特定・評価し、事故・労働災害を未然に防止する、また事故発生に際しては、真因の徹底分析を行い類似事故・労働災害の再発防止をはかるなど、安全な会社環境の形成を促進すること及び社員の健康の保持増進をはかることは、何にもまして基本となるところであります。サプライヤー様におかれましても、社員が安心して働ける職場の安全衛生環境を確保し、維持向上させる活動を推進していただきますようお願いいたします。

v. 環境保全に関して

セイコーエプソングループは、企業活動と地球環境との調和をめざし、高い目標の環境保全に積極的に取り組んでおります。

サプライヤーの皆様におかれましても、国際的レベルの製品製造には環境への十分な配慮が不可欠であるとの認識を持ち、製造の過程において生じる社会、環境、天然資源への悪影響を最小限に抑えるようお願いいたします。

セイコーエプソングループは企画・設計段階、原材料・部品調達、回収・リサイクルまでの商品ライフサイクル全般にわたり、環境負荷低減活動を推進し、環境に調和した商品を創出・提供することを目指しております。したがって特に生産材サプライヤー様におかれましては以下条件を満足した生産材の提供をお願いいたします。

1. 環境に配慮した生産プロセスを維持管理できる
2. 環境法規制の遵守及び製品含有物質規制など別途定める管理及びデータ提供ができる(エプソンのお客様からの要求に対応するため)
3. 産業廃棄物管理・公害防止の法規制を遵守している

6. 定期評価と詳細評価

本ガイドラインでサプライヤーの皆様にご遵守をお願いしている事項に関しまして、お取組み状況を確認・評価させていただきます。その結果によっては、改善を要請する場合がございます。サプライヤー様と「良きパートナーシップ」を築くための取組みですのでご理解とご協力をお願いいたします。

評価につきましては、お取引内容に応じて実施対象サプライヤー様を決定させていただきます。評価実施対象サプライヤー様につきましては、年度始めのできるだけ早い時期に連絡・依頼させていただきます。対応よろしくをお願いいたします。(QAシステム評価は随時実施のためこれを除く)

評価の方法としては、「チェックリストによる自己チェック結果提出」「ヒアリング実施」「AUDIT(立入検査)実施」の3つの方法があります。いずれかの方法もしくはこの組み合わせにて実施いたします。

評価対象はサプライヤー様本社及び納入製品を生産している事業所とし、AUDIT(立入検査)が必要な場合、事前に日程調整をさせていただきます。

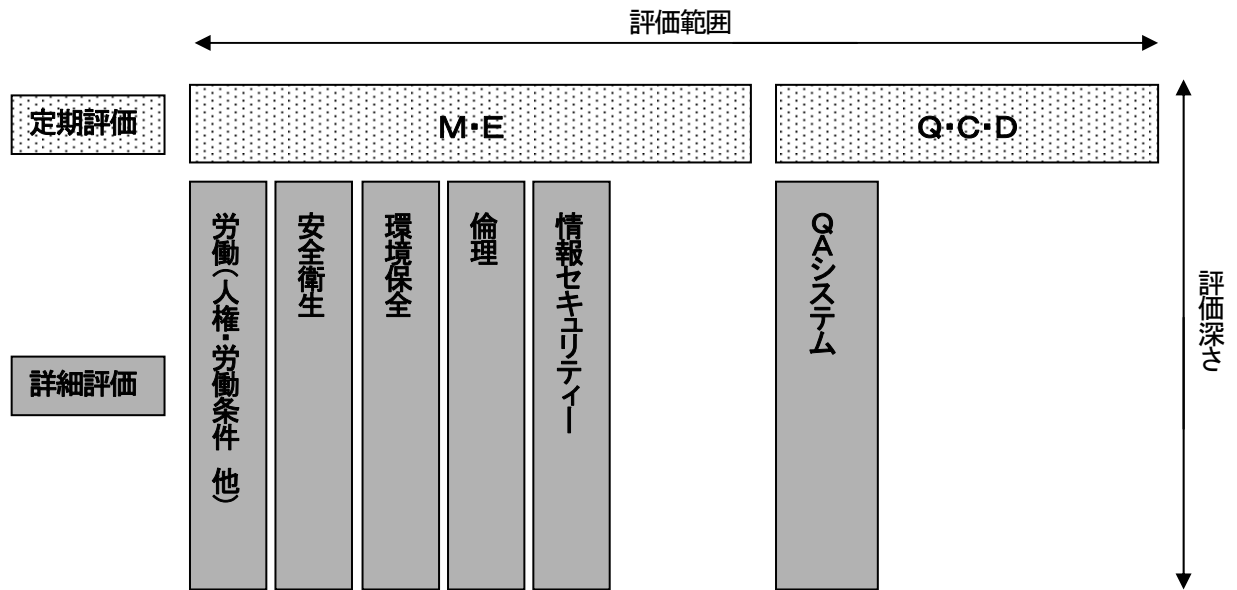
エプソンの「サプライヤー評価」としては「定期評価」および「詳細評価」があり、その位置付けは第一図のようになっております。

定期評価を基本としており、M(マネジメント)・E(環境)・Q(品質)・C(価格)・D(納期)の評価項目にて実施しております。詳細評価は定期評価を補う位置付けのものであり、必要に応じて専門領域について詳細に評価させていただきます。

評価を行った結果の「改善要請事項」については、できるだけ速やかな対応をお願いいたします。状況によってはレベルアップ支援活動をさせていただきます。

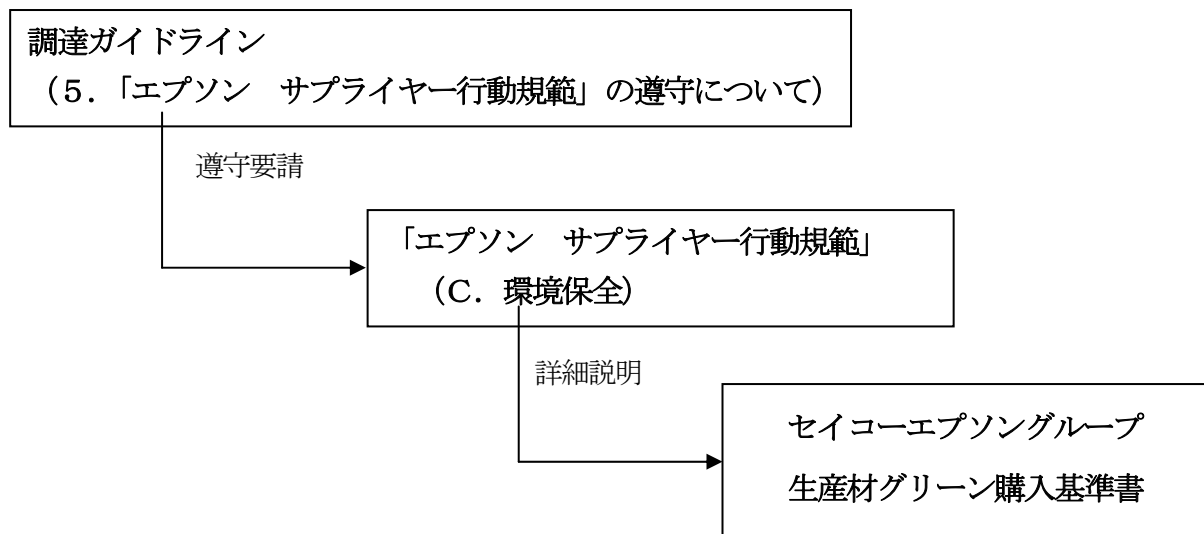
改善要請を行ったにもかかわらず対応していただかず、課題を抱えた状態が長くつづく場合、お取引の継続について再検討させていただきます。

<第一図>



国際社会の要請により評価項目の変更が有る(詳細評価も同様)

調達ガイドライン、サプライヤー行動規範、グリーン購入基準書の位置付け



エプソン サプライヤー行動規範

<はじめに>

セイコーエプソングループではこれまで、経営理念を実現するために「信頼経営」の徹底・強化を進めてまいりました。セイコーエプソングループのCSRは「経営理念の実現」＝「信頼経営の実践」であると定義しております。

すべてのステークホルダーに信頼される存在であり続けること、社会とともに発展しながらより良い社会の創造に貢献することが、「信頼経営」の根幹であるとセイコーエプソングループは考えています。

信頼経営を実践するために、具体的な行動指針となる「企業行動原則（9原則）」を制定し、さらにこれに基づき「社員行動規範」を策定、社員教育・研修により徹底をはかっております。

お客様に喜んでいただき、世の中に役に立つ製品を提供し続けることが、メーカーとして信頼を培う上で最も重要なことは言うまでもありませんが、エプソン製品はセイコーエプソングループだけで生産できるものではなく、サプライヤーの皆様のご協力があって初めて世の中に提供できるものです。従いまして、「信頼経営」はサプライチェーン全体にわたって、サプライヤーの皆様と共に実践していく必要があります。サプライヤーの皆様には、このようなセイコーエプソングループの基本方針にご賛同いただき、「エプソン サプライヤー行動規範」の内容を十分ご理解いただいた上で、本規範に基づいて、取り組みの継続的な改善に努めていただきますようお願いいたします。

またセイコーエプソングループは時代に応じて変化する国際社会の要請を常に把握し、それに応えられるよう、この「エプソン サプライヤー行動規範」を、適宜、見直し、改訂をおこなってまいります。固定的なものでないことをご理解ください。

<エプソン サプライヤー行動規範>

「エプソン サプライヤー行動規範」は、サプライヤーの事業環境が安全で、社員を尊重し、尊厳をもって扱っているか、製造過程において環境配慮がなされているか、といった観点での基準をまとめたものです。

本規範を採用する前提として、まずサプライヤーは、事業活動のあらゆる面で、事業活動を行う国の法令、規則、規定を遵守しなければならないことを理解していることが重要です。当規範では、さらに法令遵守を超えて、国際的な基準に基づいた先進的な社会・環境活動に取り組むことを推奨しています。

当規範は6つのセクションに別れています。セクションA、B、Cはそれぞれ労働、安全衛生、環境の項目となっています。セクションDは当規範を管理していく上で必要な最低限の仕組みについて記載しています。セクションEは倫理的経営に関する基準となっています。これらは電子業界行動規範 Electronic Industry Code of Conduct (EICC)に準拠した内容となっております。セクションFはセイコーエプソングループ独自の追加項目です。

A. 労働

サプライヤーは、社員の人権を尊重し、国際社会の理解に見合うように、尊厳をもって扱うこととします。

本規範は、基本的人権規約(UDHR)、Social Accountability International (SAI)、Ethical Trading Initiative (ETI)などの認知された基準を参考にして策定していますので、より詳しい情報が必要な場合は、これらの基準を参照していただくと有用かもしれません。

労働の基準は以下の通りです。

1) 雇用の自主性

強制労働、債務または奴隷労働、非自立的囚人労働を用いてはならない。すべての労働は自主的なもので、社員は合理的な通知のうえで、自由に離職する権利が保障されること。雇用の条件として、社員は、公的に発行された身分証明書、パスポート、労働許可証の引渡しを義務付けられることがないこと。

2) 児童労働

児童労働は製造のすべての段階において用いてはならない。ここで言う「児童」とは15歳未満（または該地域の法令で規定される就労可能年齢が14歳であればそれ未満）、もしくは該地域での義務教育終了年齢未満、もしくは就労許可年齢未満、のうちのいずれか最も高い年齢に満たない年齢で就労している者を指す。ただし、関連法規制に則った合法的な形での職場訓練プログラム（見習・実習生制度）は認められる。18歳未満の社員は危険を伴う業務に従事してはならない。また教育上の必要がある場合は、夜間の労働を制限しなければならない。

3) 労働時間

労働者の心身の疲労と、生産性の減少、離職率の増加、負傷・事故の増加との間には相関関係があるとする製造業の研究結果が出ている。年間所定労働日数は法定の限度を超えてはならない。また、一週間あたりの労働時間や超過勤務時間に関する法令を遵守すること。社員は1週間に最低1日の休日を与えられなければならない。

4) 最低賃金

社員に支払われる給与は、最低賃金、超過勤務、法定給付を含むすべての賃金関連法を遵守したものでなければならない。懲戒的な給与所得控除は各国の法律に準拠すること。給与の支払い明細は、給与明細書やそれに類する文書をもって、遅滞なく適時に社員に伝えられること。

5) 非人道的な扱い

社員に対する性的嫌がらせ・虐待、身体的懲罰、精神的・身体的強要、暴言による虐待などの過酷で非人道的な扱い、および、そのような扱いをするという脅迫があってはならない。

6) 差別

サプライヤーは、職場から、ハラスメントや法的に認められない差別を撤廃しなければならない。昇進・報酬・研修受講など求人・雇用面で、人種・肌の色・年齢・性別・性的嗜好・民族性・障がい・妊娠・宗教・政治的指向・組合への加入・配偶者の有無などの要素によって、応募者・社員を差別してはならない。また、社員や応募者に対して、差別的に使用される恐れのある医学的検査を実施してはならない。

7) 結社の自由

労働条件に関して経営層と社員が自由にコミュニケーションをとることは、労働環境や給与問題を解決するうえで効果的である。サプライヤーは社員が自由に労働組合を組織し、これへの加入・非加入を決定し、現地法に従って労働者協議会の代表となったり、これに参加する権利を尊重するものとする。社員は、報復、脅迫、嫌がらせの脅威を受けることなく、労働環境について、忌憚なく経営者に意見を伝えることができなければならない。

B. 安全衛生

サプライヤーは、安全で健康な職場環境をつくることによって、製品・サービスの質、製造の一貫性や社員のモラルが向上するとの認識を持っていなければなりません。

本規範は、OHSAS 18001 と ILO 労働安全衛生ガイドラインなどの管理システムを参考にして策定していますので、より詳しい情報が必要な場合は、これらの基準を参照していただくと有用かもしれません。

安全衛生の基準は以下の通りです。

1) 職場の安全

職場の安全環境に対するリスク（電気その他のエネルギー、火気、乗物、落下物の恐れなど）は、予防措置や職場の安全対策（ロックアウト、タグアウト）など適切な設計や技術・管理手段を通じて管理されなければならない。これらの手段によりリスクが適切に管理されない場合は、代わりに社員に適切な保護具が提供されなければならない。社員は安全性の懸念を表明したことによって処罰されるべきではない。

2) 緊急災害時対応

非常時の場合の状況や起こり得る事象を特定し、評価・分析する仕組みを構築すること。また、その場合の影響を最小化するために、下記に挙げられる緊急対応策などを準備すること。

例) 緊急時の報告、社員への通知、避難方法、避難訓練、適切な火災探知システム、火気抑制設備、適切な避難施設、復旧計画。

3) 労働災害・職業的疾病

労働災害・職業的疾病に関し、状況を把握し報告を行う手順やシステムを整え、運用すること。それらには、下記の取り組みも含まれる。

a) 社員による通報の促進、b) 災害・疾病の分類・記録、c) 必要に応じた治療の提供、d) 災害・疾病の調査、原因の排除に向けた是正対策の実行、e) 社員の職場復帰の促進。

4) 産業衛生

社員が化学物質・生物学的薬剤・物理変化を生じるような薬剤に接する場合は、その状況を特定・評価し、またその状況を適切に管理すべきである。技術・管理手段によって危険物質が適切に管理できない場合は、代わりに社員に適切な保護具を提供しなければならない。

5) 身体的な負荷のかかる作業

社員が、手動での運搬作業、長時間にわたる立ち仕事、非常に反復的な、あるいは力を要する組み立て作業などの肉体的な重労働に従事する場合は、その状況を特定し、評価し、管理すること。

6) 機械装置の安全対策

社員が使用する機械装置類に対して、安全装置やインターロック、防護壁などの安全対策が取られ、適正なメンテナンスが行われなければならない。

7) 寮施設と食堂

社員には清潔なトイレ設備や、飲料水、衛生的な食品の調理、保管施設を提供しなければならない。サプライヤーや人材派遣会社などから提供される寮施設は清潔かつ安全で、緊急避難口、適切な空調・換気設備が備わっており、適切な個人スペースが確保されていないといけない。

C. 環境保全

サプライヤーは、国際的レベルの製品の製造には環境への十分な配慮が不可欠であるとの認識を持たなければなりません。製造の過程において生じる社会、環境、天然資源への悪影響を最小限に抑え、同時に人々の健康と安全を確保することが必要です。

本規範は ISO 14001 と Eco Management and Audit System (EMAS) などの管理システムを参考にして策定していますので、より詳しい情報が必要な場合は、これらの基準を参照していただくと有用かもしれません。

環境基準は以下の通りです。

1) 環境許可証と報告

サプライヤーは環境法規制から求められる必要な申請・届出・報告を実施し、許可を得なければならない。またそれらは常に最新の運用管理を維持、法規制を遵守しなければならない。

2) 汚染防止策や省資源化

排水、廃棄物、エネルギー使用後のすべての排出物は工程の改善、原材料の代替・リサイクル・再利用などにより低減・削減を行わなければならない。

3) 危険有害物質

サプライヤーは環境汚染の可能性のある化学物質などを特定し、安全な取り扱い・運搬移動・保管・再利用・廃棄処理するための管理をしなければならない。

4) 排水と廃棄物

工場排水は放流基準に適合するよう適切に処理・管理した後でなければ放流してはならない。工場から排出される廃棄物は適切に分類・保管・管理された後、処理または処理委託しなければならない。

5) 大気汚染

工場などで発生する揮発性有機化合物 (VOC) やエアゾール、腐食剤、粒子状物質、フロンなどオゾン層破壊物質、煙突などから排出される SO_x・NO_x・ばいじんなどは特定され、管理され、適切な監視がされなければならない。

6) 製品含有物質規制

サプライヤーは、リサイクル・廃棄に関する表示関連法規制を含む特定物質禁止または使用制限に関するすべての法規制を遵守しなければならない。また、サプライヤーは双方の合意に基づき作成された顧客固有の使用制限および有害物質のリストに適合するような工程を採用し遵守しなければならない。

注) 環境保全の項目の中で特に細部を定め遵守要請したい内容は「セイコーエプソングループ 生産材グリーン購入基準書」に記載している。参照のこと。

D. マネジメントシステム

サプライヤーは、本規範に関連するマネジメントシステムを採用、もしくは構築しなければなりません。マネジメントシステムは (a) サプライヤーの事業や製品に関連する法令、規制、顧客要求への適合 (b) 本規範への適合、(c) 本規範に関連する運営上のリスクの明確化と低減、これらを確実に達成できるように設計される必要があります。また、そうしたマネジメントシステムは継続的な改善が図られなければなりません。

マネジメントシステムは以下の要素を含まなければなりません。

1) 企業のコミットメント

企業の社会と環境への責任を確認し、規範への遵守と継続的な改善に取り組む宣言を行うこと。

2) 経営の説明責任と責任

マネジメントシステムの運用と定期的なレビューを保証する会社の責任者の明確化を行うこと。

3) 法律と顧客要求

関連法令、規制、顧客要求事項の特定、監視、適切な理解を行うこと。

4) リスク評価とリスク管理

サプライヤーの事業活動に関わる環境、安全衛生、労働慣行でのリスクを特定するためのプロセスを持ち、各リスクの相対的な影響度を評価し、特定したリスクを管理し、法令遵守を維持するための適切な手続および物理的な統制を担保すること。

5) 活動目標、実行計画、測定

明文化された基準、活動目標、目標値、定期的な実績評価を含む実行計画をたて推進すること。

6) 研修

サプライヤーの方針、手順、および改善目標を実施するための管理職や社員への教育・研修を行うこと。

7) コミュニケーション

サプライヤーの実績や施策、社員、取引先、顧客への期待を明確に、正確に情報提供するプロセスを持つこと。

8) 社員フィードバックと参画

本規範でカバーされる分野の取り組みに関する社員の理解度を評価し、それら取り組みに対する社員からのフィードバックを得て、継続的な改善を促進させるプロセスを持つこと。

9) 監査と評価

法規制や本規範、ならびに社会・環境責任に関連した顧客からの契約上の要求事項に確実に適合していくための定期的自己評価を行うこと。

10) 是正措置

内部や外部評価、検査、調査、レビューによって特定された不具合点を迅速に是正するためのプロセスを持つこと。

11) 文書化と記録

適切な個人情報の機密管理のもとでの法令遵守と要求事項への適合状況の記録と文書化を行うこと。

E. 倫理

社会的責任を果たし、市場で成功するために、サプライヤーは、以下の事項を含む最高水準の倫理規範を保たなければなりません。

1) 誠実なビジネス

あらゆるビジネス取引において最高水準の高潔性が求められる。いかなる汚職、恐喝、横領も禁止し、即座に契約を解除し、かつ必要に応じて法的措置をとること。

2) 不適切な利益

賄賂など不適切な利益を目的とした贈答接待の供与・受領が行われないこと。

3) 情報の公開

事業活動、構造、財政状況や業績に関わる情報開示は関連する法令と業界の慣例に従って行うこと。

4) 知的財産権

知的財産権を尊重し、技術やノウハウの移転は知的財産権が守られた形で行うこと。

5) 公正な事業、広告、競争

公正な事業、広告、競争に関する基準があることが望ましい。

6) 通報者の匿名性保護

取引先や社員の通報案件に関して秘密が守られるプログラムを整備すること。

7) 地域貢献

社会と経済の発展の一助となる地域貢献活動を奨励する。

F. 追加項目

1) 輸出管理

法令などで規制される技術や物品の輸出に関して、明確な管理体制を整備して適切な輸出手続を行うこと。
法令などで規制される技術や物品とは、国際合意など（ワッセナー・アレンジメントなど）に基づく法規などで輸出に関する規制のある部品・製品・技術・設備・ソフトウェアなどである。なお輸出に関しては監督官庁などの許可取得などの手続きが必要な場合がある。

2) 情報セキュリティー

顧客・他者から受領した機密情報（営業情報・技術情報）および顧客・他者・自社社員の個人情報、法令などを遵守し、契約などで取扱いを確認した上で、機密性（漏えい）・可用性（利用不能）・完全性（改ざん）など内外の脅威から営業秘密として適正に保護・管理すること。

IT システムを利用する場合は、コンピューター・ネットワーク上の脅威（不正アクセス・ウイルスなど）に対する技術的防御を講じて、自社および他社に被害が波及しないように管理すること。

3) 製品安全性

サプライヤーの責任で製品設計を行う場合、製品が各国の法令などで定める安全基準を満足させること。
製品設計を行う際には、十分な製品安全性を確保できる設計を行い、製造者としての責任を考慮して販売する。
また製品安全性に関しては法令遵守はもとより、通常有すべき安全性についても配慮すること。
製品安全性の確保には、トレーサビリティ（材料・部品・工程などの履歴追跡）などの管理および問題解決に向けた迅速な対応を含むこと。

4) 商標、社名使用手続き

セイコーエプソングループの所有するすべての商標・社名を使用する必要がある場合、セイコーエプソングループ調達担当部門に対して書面をもって申し込みを行うこと。セイコーエプソングループによる事前の承認のないまま広告に使用したり、取引の公表などを行うことの無いよう管理すること。

5) 借用資産の管理

セイコーエプソングループの所有資産を借用し生産に使用している場合、契約および関係法令を遵守すること。また常に正常稼動が可能なように適正な管理を行うこと。セイコーエプソングループからの預かり証提出要求・棚卸実施要求・使用状況立入検査要求などに対しては、速やかに対応すること。

(注：納入品の生産に必要な設備は、サプライヤーの自己調達が原則であるが特に必要と認めた場合セイコーエプソングループから貸与することがある。ただし取引基本契約または個別貸借契約が締結され、サプライヤーの管理義務が明確になっていることを必須要件としている)

以上